

居 宅 介 護 等 サ ー ビ ス 重 要 事 項 説 明 書

当事業所は障害者総合支援法の指定を受けています

(事業所番号 1211200033)

当事業所はご契約者に対して障害者総合支援法に基づく居宅介護、重度訪問介護（以下、「居宅介護等」という。）サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

当サービスの利用は、原則として障害程度区分1～6と認定された方が対象となります。

社 会 福 祉 法 人 金 谷 温 清 会
ホームヘルプサービスセンター金谷の里

1. 事業者

法人名	社会福祉法人 金谷温清会
法人所在地	千葉県富津市金谷 1912 番地 2
電話番号	0439-69-8400
代表者氏名	理事長 平 嵩 一 良
設立年月日	平成 8 年 12 月 17 日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定居宅介護事業所(身体障害者・知的障害者・精神障害者・障害児) 重度訪問介護事業所(身体障害者、知的障害者、障害児)
事業所番号	1211200033 平成 18 年 10 月 1 日指定
事業所の目的	障害者総合支援法令に伴い、ご契約者(ご利用者)の自立支援と意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な居宅介護等のサービスを提供します。
事業所の名称	ホームヘルプサービスセンター金谷の里
事業所の所在地	千葉県富津市金谷 1912 番地 2
電話番号	0439-69-8402
管理者氏名	センター長 脇 坂 和 弘
当事業所の運営方針	ご契約者の意思及び人格を尊重し、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営む事ができるように支援を行い、ご契約者の心身の機能維持ならびにご家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。 またご契約者とそのご家族との連携を図り、地域のさまざまな関連機関と協力しながら総合的なサービスの提供に努めます。
開設年月日	平成 12 年 4 月 1 日

3. 事業実施地域及び営業時間

事業の実施地域	富津市 ・ 鋸南町
営業日	年中無休
受付時間	8 時 00 分～17 時 00 分
サービス提供時間	7 時 00 分～19 時 00 分

4. 職員の配置状況

職 種	指定基準	職務の内容
管理者	1 人	事業所の管理
サービス提供責任者	利用者の数が 40 人又はその端数を増すごとに 1 人以上の配置	ヘルパー業務の把握
訪問介護員 (介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、1 級訪問介護員、2 級訪問介護員のいずれかの資格を持つ者)	2.5 人以上	ヘルパー業務

※ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、下記のサービス内容から、「居宅介護計画」または、「重度訪問介護計画」（以下、「居宅介護等計画」という。）を定め、居宅に居宅介護等従事者（以下、「訪問介護員」という。）を派遣し、サービスを提供します。

「居宅介護等計画」は、市町村が決定した「支給量」と利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容を記載します。「居宅介護等計画」は、利用者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。

（１）サービス内容の概要

① 居宅介護

(ア) 身体介護（ご家庭に訪問し、入浴や排泄、食事等の介助をします。）

入浴介助・清拭・洗髪	入浴の介助や清拭（体を拭く）や洗髪等を行います。
排泄介助	排泄の介助、おむつの交換を行います。
食事介助	食事の介助を行います。
体位変換	体位の変換を行います。
その他	必要な身体介護を行います。

(イ) 家事援助（ご家庭に訪問し、調理、洗濯、掃除等の家事の援助を行います。）

調理	ご契約者の食事の用意を行います。（ご家族分の調理は行いません。）
洗濯	ご契約者の衣類等の洗濯を行います。（ご家族分の洗濯は行いません。）
掃除	ご契約者の居室の掃除を行います。（ご契約者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。）
買い物	ご契約者の日常生活に必要となる物品の買い物をを行います。（預貯金の引き出しや預け入れは原則として行いません。）

(ウ) 通院等乗降介助・・・通院等のための乗降又は降車の介助をします。

(エ) 通院等介助・・・院内等における診察を受けるための支援を行います。

(オ) その他、必要に応じて健康や日常生活上の状況をお伺いし、生活上のご相談や助言を行います。

② 重度訪問介護に関する内容

重度の肢体不自由者で常時介護を要する障害者に対して、居宅における入浴、排泄又は食事の介護、その他厚生労働省令で定める便宜及び外出時における移動の介護を総合的に提供します。

（２）利用料金

利用者は利用者負担分として、下記サービス料金の１割を事業所にお支払いいただきます。なお、利用者負担額の軽減等が行われる場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給証をご確認ください。

当事業所の地域区分と地域単価は、７級地 10.18 円です。

サービスの種類	時間帯	単位	金額(円)	30 分増すごとに	
				単位	金額(円)
身体介護	30 分未満	256	2,606		
	30 分以上 1 時間未満	404	4,113		
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	587	5,976		
	1 時間 30 分以上 2 時間未満	669	6,810		
	2 時間以上 2 時間 30 分未満	754	7,676		
	2 時間 30 分以上 3 時間未満	837	8,521		
	3 時間以上	921	9,376	83	845
通院等介助 (身体介護を伴う場合)	30 分未満	256	2,606		
	30 分以上 1 時間未満	404	4,113		
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	587	5,976		
	1 時間 30 分以上 2 時間未満	669	6,810		
	2 時間以上 2 時間 30 分未満	754	7,676		
	2 時間 30 分以上 3 時間未満	837	8,521		
	3 時間以上	921	9,376	83	845
家事援助	30 分未満	106	1,079		
	30 分以上 45 分未満	153	1,558		
	45 分以上 1 時間未満	197	2,005		
	1 時間以上 1 時間 15 分未満	239	2,433		
	1 時間 15 分以上 1 時間 30 分未満	275	2,800		
	1 時間 30 分以上	311	3,166	35	356
通院等介助 (身体介護を伴わない場合)	30 分未満	106	1,079		
	30 分以上 1 時間未満	197	2,005		
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	275	2,800		
	1 時間 30 分以上	345	3,512	69	702
通院等乗降介助	1 回	102	1,038		
重度訪問介護	1 時間未満	186	1,893		
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	277	2,820		
	1 時間 30 分以上 2 時間未満	369	3,756		
	2 時間以上 2 時間 30 分未満	461	4,693		
	2 時間 30 分以上 3 時間未満	553	5,630		
	3 時間以上 3 時間 30 分未満	644	6,556		
	3 時間 30 分以上 4 時間未満	736	7,492		
	4 時間以上 8 時間未満	821	8,358	85	865
	8 時間以上 12 時間未満	1,505	15,321	85	865
	12 時間未満 16 時間未満	2,184	22,233	81	825
	16 時間以上 20 時間未満	2,834	28,850	86	875
	20 時間以上 24 時間未満	3,520	35,834	80	814

- ① 常の時間帯(午前 8 時～午後 6 時)以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。
- 夜間(午後 6 時から午後 10 時まで) : 25%
- 早朝(午前 6 時から午前 8 時まで) : 25%
- 深夜(午後 10 時から午前 6 時まで) : 50%
- ② 重度訪問介護対象の利用における移動中の介護を実施した場合の次の料金が加算されます。
- | | |
|-----------------------|---------|
| (ア)1 時間未満 | 1,018 円 |
| (イ)1 時間以上 1 時間 30 分未満 | 1,272 円 |
| (ウ)1 時間 30 分以上 2 時間未満 | 1,527 円 |
| (エ)2 時間以上 2 時間 30 分未満 | 1,781 円 |
| (オ)2 時間 30 分以上 3 時間未満 | 2,036 円 |
| (カ)3 時間以上 | 2,545 円 |
- ③ 2 人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご契約者の同意のうえで、通常の 2 倍の料金をいただきます。
- ④ 重度障害者等の場合、基本部分の 15%割り増し料金をいただきます。
- ⑤ 障害程度区分 6 に該当する者の場合基本部分の 7.5%割り増し料金をいただきます。
- ⑥ 緊急時訪問介護加算・・・1,018 円
- 利用者やその家族からの要請を受け、相談支援専門員と連携を図り、居宅サービス計画にない身体介護を行った場合に、算定させていただきます。
- ⑦ 初回加算・・・・・・・・・・2,036 円
- 新規のご契約者に対して、サービス開始月にサービス提供責任者が訪問介護を行うか、他訪問介護員へ同行した場合に算定させていただきます。
- ⑧ その他加算料金については、サービス提供責任者より説明させていただきます。

(3) 利用者負担額の上限等について

介護給付費対象のサービス利用者負担額は上限が定められています。

利用者のご希望により、当事業所を利用者負担の上限管理者に選任される場合には、サービス利用開始の際にその旨をお申し出ください。

当事業所において利用者負担の上限管理を担当し、具体的に上限を超える際の調整を行った場合には、別途上限管理にかかる費用（月額 150 円）をお支払いいただきます。

(4) 介護給付費の対象とならないサービス（契約書第 5 条参照）

以下のサービスは、介護給付費支給の対象ではありませんので、実費をいただきます。

<サービスの概要と利用料金>

- ①複写物の交付 1 枚につき 10 円

・ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

- ②交通費

・通常の事業実施地域以外の地域にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 ヶ月前までにご説明します。

<利用者負担の減免について>

〔利用者負担に関する月額上限〕

障害福祉サービスの自己負担は、所得に応じて次の 4 区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量に関わらず、それ以上の負担は生じません。

区分	世帯の収入状況	負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得	市町村民税非課税世帯	0 円
一般 1	市町村民税課税世帯（所得割 16 万円未満）	9,300 円
一般 2	上記以外	37,200 円

（５）利用料金のお支払い方法（契約書第 8 条参照）

前記（１）、（２）の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに原則として以下の方法でお支払い下さい。

金融機関口座からの自動引き落とし
ご利用できる金融機関： ゆうちょ銀行、ＪＡきみつ・君津信用組合（いずれも天羽支店）

（６）利用の中止・変更・追加について

- ① 利用予定の前にご利用者の都合により、居宅介護等計画で定めたサービスの利用を中止または変更をする場合は利用予定日の前日までに事業所に申し出てください。

(ア)利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合は取り消し料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご利用者の正当な事由がある場合にはこの限りではありません。

利用予定日前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日前日までに申し出がない場合	当日の利用料金の 50%

(イ)市町村が決定した「支給量」及び当該サービスの利用状況によっては、サービスを追加することもできます。

- ② サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者に提示して協議します。

6. サービス利用に関する留意事項

（１）サービス提供を行う訪問介護員

サービスの提供時に、担当の訪問介護員を決定します。実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員を交替してサービスを提供します。

（２）訪問介護員の交替(契約書第 5 条参照)

① ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該ホームヘルパーが業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対してホームヘルパーの交替を申し出ることができます。なお、訪問介護員を指名することはできません。

② 事業所からの訪問介護員の交替

事業所の都合により、訪問介護員を交替することがあります。訪問介護員を交替する場合はご契約者及びそのご家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項

① 定められた業務以外の禁止

居宅介護等サービスの利用にあたり、ご契約者は「5. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

② 居宅介護等サービスの実施に関する指示・命令

居宅介護等サービスの実施に関する指示・命令は全て事業者が行います。但し、事業者は居宅介護等サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③ 備品の使用

訪問介護員がサービス実施のために必要な備品等(水道・ガス・電気を含む)は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(4) 受給者証の確認

「住所」及び「利用者負担額」、「支給量」など「受給者証」の記載内容に変更があった場合は速やかに訪問介護員にお知らせ下さい。また、担当訪問介護員やサービス提供責任者が「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示下さいますようお願いしう。

(5) 訪問介護員の禁止行為(契約書第 13 条参照)

訪問介護員は、ご契約者に対するサービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 医療行為又は医療補助行為② ご契約者もしくはそのご家族等からの高価な物品の授受③ ご契約者のご家族等に対するサービスの提供④ 飲酒及びご契約者もしくはそのご家族等の同意なしに行う喫煙⑤ ご契約者もしくはそのご家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動等⑥ その他ご契約者もしくはそのご家族に行う迷惑行為 |
|--|

7. サービス実施の記録について

(1) サービス実施記録の確認

本事業所では、サービス提供ごとに実施日時及び実施したサービス内容等を記録し、利用者にその内容のご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。なお、居宅介護等計画及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日より 5 年間保存します。

(2) 利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。

8. 緊急時の対応方法について（契約書第 11 条参照）

サービス提供中にご利用者に緊急の事態が発生した場合、主治医、家族等、救急隊、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

尚、当事業所における緊急連絡体制は、次のとおりとし、電話等により常時 24 時間連絡をとる体制とします。ただし、職員不在時には、併設する施設との連携等により随時対応いたします。

受付時間内の対応（午前 8 時から午後 5 時）	出勤者→サービス提供責任者→センター長
夜間（受付時間外）の対応	宿直者→サービス提供責任者→センター長

緊 急 時 連 絡 先 一 覧		
主治医	氏 名	
	所属医療機関名称	
	電 話 番 号	
家族等	緊急連絡者氏名	
	電 話 番 号	
業 事	電 話 番 号	ホームヘルプサービスセンター金谷の里 0439-69-8333（夜間 0439-69-8400）

9. 苦情の受付について（契約書第 22 条参照）

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口	サービス提供責任者 高橋明子
苦情受付責任者	法人本部長 脇坂和弘
電話	0439-69-8333
受付時間	8 時 00 分～17 時 00 分

（2）行政機関その他の苦情受付機関

富津市障害福祉担当課	所在地 千葉県富津市下飯野 2443 番地 電話番号 0439 - 80 - 1260
千葉県運営適正化委員会	所在地 千葉県千葉市千葉港 4 番 3 号 電話番号 043 - 246 - 0294

（3）第三者委員

第三者委員とは、サービス利用者と事業所の間に入って、問題を公平・中立な 立場で円滑・円満に解決するために設けられた制度です。当事業所の第三者委員は、次のとおりです。

長谷川康博 氏（長谷川法律事務所弁護士） 電話：043-221-5428

10. 事故発生時の対応について

- (1) サービス提供により事故が発生した場合、職員は速やかに対処します。職員は管理者に報告をし、指示を受けて対処します。
- (2) ご契約者のご家族に連絡をし、事故状況を報告します。
- (3) 重大な事故の場合保険者に連絡をし、事故報告書を提出します。

令和 年 月 日

居宅介護等サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

ホームヘルプサービスセンター 金谷の里

説明者職名 サービス提供責任者 氏 名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護等サービスの提供に同意しました。

契 約 者

住 所

氏 名

印

代 理 人
(身元保証人)

住 所

氏 名

印